

●香川県警察本部告示第7号

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県地域警察運営規程の一部を改正する規程

香川県地域警察運営規程（平成12年香川県警察本部告示第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前																																
<p>(勤務時間等の基準)</p> <p>第15条 略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤務制の区分</th> <th colspan="4">勤務時間等の基準</th> </tr> <tr> <th>勤務時間</th> <th>勤務開始時刻</th> <th>勤務終了時刻</th> <th>休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>					勤務制の区分	勤務時間等の基準				勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	略					<p>(勤務時間等の基準)</p> <p>第15条 地域警察官の勤務時間等の基準は、次の表の左欄に掲げる勤務制の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤務制の区分</th> <th colspan="4">勤務時間等の基準</th> </tr> <tr> <th>勤務時間（<u>休憩時間を含む。</u>）</th> <th>勤務開始時刻</th> <th>勤務終了時刻</th> <th>休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>					勤務制の区分	勤務時間等の基準				勤務時間（ <u>休憩時間を含む。</u> ）	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	略				
勤務制の区分	勤務時間等の基準																																				
	勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間																																	
略																																					
勤務制の区分	勤務時間等の基準																																				
	勤務時間（ <u>休憩時間を含む。</u> ）	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間																																	
略																																					
<p>(休憩)</p> <p>第31条 交番勤務、署所在地勤務及び駐在所勤務の休憩は、交番、警察署又は駐在所の施設内で行うものとする。</p> <p>2 交番、署所在地又は駐在所の地域警察官は、休憩中であっても、急訴等があったときは、直ちに、必要な措置をとらなければならない。</p>					<p>(<u>休息及び休憩</u>)</p> <p>第31条 交番勤務、署所在地勤務及び駐在所勤務の<u>休息及び休憩</u>においては、交番、警察署又は駐在所の施設内で行うものとする。</p> <p>2 交番、署所在地又は駐在所の地域警察官は、<u>休息中又は休憩中</u>であっても、急訴等があったときは、直ちに、必要な措置をとらなければならない。</p>																																
<p>(警備派出所)</p> <p>第36条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第28条第1項の規定は警備派出所勤務の立番について、同条第2項の規定は警備派出所勤務の見張について、同条第3項の規定は警備派出所勤務の在所について、同条第4項の規定は警備派出所勤務の警戒警備、立番、見張及び在所について、第29条の規定は警備派出所勤務の警らについて、第31条の規定は警備派出所勤務の休憩について準用する。この</p>					<p>(警備派出所)</p> <p>第36条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第28条第1項の規定は警備派出所勤務の立番について、同条第2項の規定は警備派出所勤務の見張について、同条第3項の規定は警備派出所勤務の在所について、同条第4項の規定は警備派出所勤務の警戒警備、立番、見張及び在所について、第29条の規定は警備派出所勤務の警らについて、第31条の規定は警備派出所勤務の<u>休息及び休憩</u>について準用す</p>																																

場合において、第29条第1項及び第2項中「所管区」とあるのは「第36条第4項に規定する特定の地域」と、第31条第1項中「交番、警察署又は駐在所」とあるのは「警備派出所」と読み替えるものとする。

(検問所)

第37条 略

2・3 略

4 第28条第1項の規定は検問所勤務の立番について、同条第2項の規定は検問所勤務の見張について、同条第4項の規定は検問所勤務の検問、立番及び見張について、第43条の規定は検問所勤務の待機について、第44条の規定は検問所勤務の休憩について準用する。

(直轄警ら隊)

第38条 略

2 略

3 第29条第1項及び第42条第3項の規定は直轄警ら隊勤務の警らについて、第43条の規定は直轄警ら隊勤務の待機について、第44条の規定は直轄警ら隊勤務の休憩について準用する。この場合において、第29条第1項中「所管区」とあるのは、「第38条第2項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

(休憩)

第44条 第31条の規定は、自動車警ら隊勤務及び自動車警ら班勤務の休憩について準用する。この場合において、同条第1項中「交番、警察署又は駐在所の施設内」とあるのは、「指定された場所」と読み替えるものとする。

(立番、見張、警戒警備等)

第50条 第28条第1項の規定は鉄道警察隊勤務の立番について、同条第2項の規定は鉄道警察隊勤務の見張について、同条第3項の規定は鉄道警察隊勤務の在所について、同条第4項の規定は鉄道警察隊勤務の立番、見張、在所、警ら、警戒警備及び列車警乗について、第36条第5項の規定は鉄道警察隊勤務の警戒警備について、第44条の規定は鉄道警察隊勤務の休憩について準用する。この場合において、第28条第1項及び第2項中「交番又は警察署の施設」とあるのは「高松駅派遣所」と、同条第

る。この場合において、第29条第1項及び第2項中「所管区」とあるのは、「第36条第4項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

(検問所)

第37条 略

2・3 略

4 第28条第1項の規定は検問所勤務の立番について、同条第2項の規定は検問所勤務の見張について、同条第4項の規定は検問所勤務の検問、立番及び見張について、第43条の規定は検問所勤務の待機について、第44条の規定は検問所勤務の休息及び休憩について準用する。

(直轄警ら隊)

第38条 略

2 略

3 第29条第1項及び第42条第3項の規定は直轄警ら隊勤務の警らについて、第43条の規定は直轄警ら隊勤務の待機について、第44条の規定は直轄警ら隊勤務の休息及び休憩について準用する。この場合において、第29条第1項中「所管区」とあるのは、「第38条第2項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

(休息及び休憩)

第44条 第31条の規定は、自動車警ら隊勤務及び自動車警ら班勤務の休息及び休憩について準用する。この場合において、同条第1項中「交番、警察署又は駐在所の施設内」とあるのは、「指定された場所」と読み替えるものとする。

(立番、見張、警戒警備等)

第50条 第28条第1項の規定は鉄道警察隊勤務の立番について、同条第2項の規定は鉄道警察隊勤務の見張について、同条第3項の規定は鉄道警察隊勤務の在所について、同条第4項の規定は鉄道警察隊勤務の立番、見張、在所、警ら、警戒警備及び列車警乗について、第36条第5項の規定は鉄道警察隊勤務の警戒警備について、第44条の規定は鉄道警察隊勤務の休息及び休憩について準用する。この場合において、第28条第1項及び第2項中「交番又は警察署の施設」とあるのは「高松駅派遣所」

3 項中「交番、警察署又は駐在所の施設内」とあるのは「本隊又は高松駅派遣所」と、第36条第5項中「特定の施設等」とあるのは「線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設」と読み替えるものとする。

(待機等)

第55条 第43条の規定は水上警ら班勤務及び水上警察隊勤務の待機について、第44条の規定は水上警ら班勤務及び水上警察隊勤務の休憩について準用する。

(待機等)

第59条 略

2 第44条の規定は、航空隊勤務の休憩について準用する。

と、同条第3項中「交番、警察署又は駐在所の施設内」とあるのは「本隊又は高松駅派遣所」と、第36条第5項中「特定の施設等」とあるのは「線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設」と読み替えるものとする。

(待機等)

第55条 第43条の規定は水上警ら班勤務及び水上警察隊勤務の待機について、第44条の規定は水上警ら班勤務及び水上警察隊勤務の休息及び休憩について準用する。

(待機等)

第59条 略

2 第44条の規定は、航空隊勤務の休息及び休憩について準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。